

浜松市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月9日

浜松市長 中野 祐介

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループ
（代表者）特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会 理事長 道喜 道恵
（構成員）東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区幸三丁目3番1号
名称：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

3 管理する期間

令和8年4月1日から令和年13年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- （1）浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- （2）センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要と認める業務

5 利用料金に関する事項

センターの利用料金は、指定管理者の収入とする。